

紫波町一般職の職員の給与に関する条例及び紫波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(紫波町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紫波町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年紫波町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に <u>100分の</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に <u>100分の</u></p>

<u>105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略	<u>107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略
--	--

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800

	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	

	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
	86	266, 200	305, 800	355, 700				
	87	266, 500	306, 100	356, 100				
	88	266, 800	306, 400	356, 500				
	89	267, 100	306, 700	356, 700				
	90	267, 400	307, 000	357, 100				
	91	267, 700	307, 300	357, 500				
	92	268, 000	307, 600	357, 900				
	93	268, 300	307, 800	358, 100				
	94		308, 000	358, 400				
	95		308, 300	358, 800				
	96		308, 700	359, 100				
	97		308, 900	359, 400				
	98		309, 200	359, 800				
	99		309, 500	360, 200				
	100		309, 900	360, 600				
	101		310, 100	361, 100				
	102		310, 400	361, 500				
	103		310, 700	361, 900				
	104		311, 000	362, 300				
	105		311, 200	362, 800				
	106		311, 500	363, 200				
	107		311, 800	363, 500				
	108		312, 100	363, 800				
	109		312, 300	364, 200				
	110		312, 600					
	111		313, 000					
	112		313, 300					
	113		313, 500					
	114		313, 700					
	115		314, 000					

	116		314, 400					
	117		314, 600					
	118		314, 800					
	119		315, 100					
	120		315, 400					
	121		315, 700					
	122		315, 900					
	123		316, 200					
	124		316, 500					
	125		316, 800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第15条関係）

手当の区分	手当の額
日直手当	4, 700円
宿直手当	4, 700円

第2条 紫波町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(通勤手当)	(通勤手当)
第11条 略	第11条 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して <u>29, 800円</u> の範囲内で規則で定める額	(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して <u>66, 400円</u> の範囲内で規則で定める額
(3) 略	(3) 略
(期末手当)	(期末手当)
第19条 略	第19条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 127. 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 126. 25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職

<p>期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に <u>100分の 107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の 52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の 71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に <u>100分の 106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の 51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	--

（紫波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 紫波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年紫波町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定期付職員に係る給与条例第3条、第19条第2項及び第5項並びに第20条第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定期付職員に係る給与条例第3条、第19条第2項及び第5項並びに第20条第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字</p>

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略
第19条 第2項	<u>100分の125</u>	<u>100分の95</u>
略	略	略
第20条 第2項 第1号	<u>100分の105</u>	<u>100分の87.5</u>

別表第1（第7条関係）

給料表（特定任期付職員）

職務の級	給料月額 円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略
第19条 第2項	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の97.5</u>
略	略	略
第20条 第2項 第1号	<u>100分の107.5</u>	<u>100分の90</u>

別表第1（第7条関係）

給料表（特定任期付職員）

職務の級	給料月額 円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第4条 紫波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後	
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)	
第8条 略	第8条 略	
2 特定任期付職員に係る給与条例第3条、 第19条第2項及び第5項並びに第20条第2 項第1号の規定の適用については、次表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に 読み替えるものとする。	2 特定任期付職員に係る給与条例第3条、 第19条第2項及び第5項並びに第20条第2 項第1号の規定の適用については、次表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に 読み替えるものとする。	
読み替 える規 定	読み替えられ る字句	読み替える字 句
略	略	略
第19条 第2項	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の97.5</u>
略	略	略

第20条 第 2 項 第 1 号	<u>100分の107.5</u>	<u>100分の90</u>	第20条 第 2 項 第 1 号	<u>100分の106.25</u>	<u>100分の88.75</u>
------------------------	-------------------	----------------	------------------------	--------------------	-------------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条（紫波町一般職の職員の給与に関する条例（次項から第4項までにおいて「給与条例」という。）第11条第2項第2号の改正の規定に限る。）の改正 令和8年1月1日
 - (2) 第2条（前号に掲げる改正を除く。）及び第4条の改正 令和8年4月1日
- 2 第1条の改正（給与条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の改正の規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の改正（紫波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項から第4項までにおいて「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正の規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の改正（給与条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の改正の規定に限る。）による改正後の給与条例及び第3条の改正（任期付職員条例第8条第2項の改正に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条の改正による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）又は第3条の改正による改正後の任期付職員条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の改正による改正前の給与条例又は第3条の改正による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和7年12月25日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

国の例に準じ、一般職の職員の給料の額、宿日直手当の額、通勤手当の支給上限額、期末手当の支給割合及び勤勉手当の総額の上限割合並びに一般職の任期付職員のうち特定任期付職員の給料の額、期末手当の支給割合及び勤勉手当の総額の上限割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。